

様式2

誓書

大泉町スポーツ施設等を利用する際、各使用規定を守り、スポーツの安全に留意し、施設・設備を大切に扱うことと誓います。

なお、万一使用中に発生した事故等は利用者が責任を負い、損害については賠償いたします。

令和　　年　　月　　日

団体名

種目

代表者氏名

住所

自宅電話番号

昼間の連絡先
(携帯等)

(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団

理事長 金井 伯夫 様

大泉町スポーツ団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町スポーツ施設の適正な運営及び維持管理と公平な使用の促進を図ることを目的とする。

(施設)

第2条 この要綱でいうスポーツ施設とは、別表1のとおりとする。

(団体登録)

第3条 前条のスポーツ施設を定期的に使用する団体は、大泉町スポーツ施設使用団体登録申請書(別紙様式1)ならびに誓書(別紙様式2)を年度始めに(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団に提出しなければならない。

(2) 登録の対象となる団体は、10人以上の団体で、概ね半数以上が大泉町内在住・在勤者で構成された団体とする。

(使用申請)

第4条 スポーツ施設を使用する団体は、原則として使用したい月の前々月に開催する貸出調整会議に出席し、月間の使用計画を他の団体と調整して申請するものとする。

(施設の整備義務)

第5条 スポーツ団体は、他の団体と相互に協調して、使用するスポーツ施設の整備に努めるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めていない事項は、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団が別に定める。

体育施設利用上の注意事項

1. 施設を利用する団体の責任者は、事前に町民体育館の窓口にて鍵と日誌を受け取り、使用後は速やかに返却してください。(閉館後は町民体育館玄関のポストに返却をお願いします。)
2. 許可書に記載された利用時間は必ず守ってください。時間前の鍵開けや、終了時間を過ぎての使用はしないでください。
3. 許可書に記載された団体以外へのまた貸しは固くお断りいたします。
4. 利用のキャンセルは、早目に町民体育館までご連絡ください。
※利用の5日前までは、別の日に振替えることが出来ます。
5. 施設の利用後は、清掃、モップ掛け、グラウンド整備等を必ず行ってください。
6. ゴミの持ち帰りをお願いします。他の利用者が残したゴミも持ち帰り、『来た時よりもきれいに』を心掛けましょう。
7. 施設、器具等を破損した場合は速やかに町民体育館 0276-63-5250 まで連絡をしてください。午後9時以降の場合は、応急処置を施し、翌日の朝8時半に町民体育館に連絡をしてください。
8. 自動車等は指定された場所を利用し、路上駐車はしないでください。

● 学校の体育施設を利用する方は次の点にもご注意ください。

1. 学校体育施設は、部活動が終了するまで使用できません。
2. 利用する施設以外には立入らないでください。また、体操用具など学校の設備には触れないでください。
3. 学校の敷地内は飲食・喫煙禁止です。
※スポーツ中の水分補給については特別に認めますが、ゴミは必ず持ち帰ってください。

※以上の事項が守れなかった場合は、貸出を制限させていただきます。